「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイト・イベント情報ページ掲載サービス利用規約

「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイトのイベント情報ページ(以下「イベント投稿・表示ページ」という。) への掲載サービス(以下「本サービス」という。)について、次のとおり定める。

第1条【掲載申込】

イベント投稿・表示ページに情報の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、投稿用フォーム画面から必要事項を入力し送信ボタンを押すことにより、「音楽のまち・かわさき」推進協議会事務局(以下「事務局」という。)に掲載申込を行う。その際は次の各号に従うものとする。

- (1)申込は、同一日、同一会場で実施されるものを単位として行うこと
- (2) 申込ごとに、適用プランを標準(利用料金無料)、プレミアム(利用料金有料)のいずれか一方から選択すること
- (3)プレミアムプランで申し込む場合は、同プランの適用を希望する期間(掲載開始希望日及び掲載希望期間)を選択すること
- 2 前項第3号の掲載開始希望日は、申込日から14日後以降とする。
- 3 第1項第3号の掲載希望期間は、1か月、2か月、3か月又は4か月のいずれかとし、具体的な日数は、事務局が 指定する実際の掲載開始日から所定月数経過後の応当日の前日(応当日がない場合は、その月末)までとする。 ただし、掲載期間の最終日が当該案件の開催日より後となる場合に限り、掲載期間が開催日までに短縮される。 その際、利用料金の日割り計算は行わない。
- 4 第1項第2号及び同項第3号については、掲載希望者の属性により、投稿用フォーム画面以外の手段で事務局へ 連絡することを求める場合がある。

第2条【掲載要件・承認手続き】

事務局は、掲載希望者から標準プランでの掲載申込を受けた案件が次の各号をすべて満たす場合に限り、イベント投稿・表示ページへの掲載承認をすることができる。

- (1)音楽(歌唱、楽器演奏等)のほか、音楽関連分野として事務局が認めるもの(舞踊、ダンス等)が中核となっていること
- (2)実施会場が川崎市内であること
- (3)会員限定など参加資格が制限されていないこと
- (4)特定の政党・政治・宗教活動、公序良俗に反する活動を助長するおそれがないこと
- (5)運営責任者及び従事するスタッフ(名目上、実質上のいずれかを問わない。)に、暴力団、テロ組織、差別的言論 団体、特殊詐欺組織等の反社会的団体組織と関係する者がいないこと
- (6)事務局が掲載に適さないと判断する特段の事情がないこと
- 2 事務局は、掲載承認を受けた案件(次条第4項及び同条第5項に基づくものを含む。)が前項各号の要件を1つでも満たさないと判断したときは、ただちに掲載承認を撤回する。
- 3 事務局は、掲載希望者のうちあらかじめ指定する音楽施設・団体からの標準プランでの掲載申込(次項の場合を含む。)については、投稿フォーム画面への入力完了をもって第1項の掲載承認が行われたものとすることができる。ただし、その場合でも前項の適用は妨げない。
- 4 既に掲載承認を受けた案件について、掲載希望者がイベント投稿フォーム画面から修正入力を行った場合、掲載承認が取り消され、再度の掲載申込が行われたものとする。

第3条【プレミアムプランの承認手続き】

事務局は、掲載希望者からプレミアムプランでの掲載申込を受けた案件が前条第1項各号をすべて満たす場合に限り、申込内容に沿って、同プランの適用期間(実際の掲載開始日及び掲載期間。以下「対象期間」という。)を指定するとともに、掲載希望者に対象期間及び利用料金の振込先を通知する。ただし、特段の事情がある場合には、事務局は、掲載希望者と協議の上、申込内容と異なる対象期間を指定することができる。

2 事務局は、掲載希望者の利用料金支払いが遅れる等、特段の事情がある場合には、一度指定した対象期間を変更することができる。その際は前項を準用して掲載希望者に速やかに通知する。

3 掲載希望者は、前2項に基づき料金支払いに関する通知を受けた場合には、速やかに次表に定める対象期間に 応じた利用料金を振り込み、事務局に連絡しなければならない。支払手数料は掲載希望者の負担とする。

対象期間	1か月	2か月	3か月	4か月
利用料金(税込)	3, 000円	5, 600円	7, 500円	8, 000円

- 4 事務局は、利用料金の支払いを確認した後、当該案件について対象期間中、プレミアムプランを適用したイベント 投稿・表示ページへの掲載を承認する。
- 5 事務局は、掲載希望者からプレミアムプランでの掲載申込を受けた案件が第2条第1項各号をすべて満たし、かつ次の各号のいずれかに該当する場合には、標準プランを適用したイベント投稿・表示ページへの掲載を承認し、継続することができる。
- (1)プレミアムプランの対象期間以外の時期
- (2)プレミアムプランを適用した掲載に適さない理由のあるとき

第4条【サービスの開始・終了】

本サービスは、第2条第1項並びに第3条第4項及び同条第5項により掲載承認が行われること(第2条第3項により掲載承認とみなされる場合を含む。)をもって各掲載希望者に対して提供を開始したものとする。

- 2 本サービスは次の各号のいずれかに該当することをもって、各掲載希望者に対する提供を終了する。
- (1)各案件の開催日が経過した場合
- (2)第2条第2項により掲載承認が撤回された場合
- (3)第6条第1項第3号により掲載を終了する場合
- (4)第8条第4項又は同条第5項により掲載を終了する場合
- 3 事務局は、開催日を経過した案件に対する検索・表示機能を本サービスとは別に提供することができる。

第5条【サービス内容】

事務局が提供する本サービスの内容は次表のとおりとする。なお、本条において「サムネイル表示」とは、投稿された文字(案件名及び内容説明)並びに画像の表示をいう。

各案件の状況区分	標準プラン掲載承認	プレミアムプラン掲載承認済だ	プレミアムプラン掲載承認済で
画面の種類	済のもの(Aタイプ)	が対象期間外のもの(Bタイプ)	対象期間中のもの(Cタイプ)
協議会トップページ	表示なし		無作為順でサムネイル表示
イベント一覧表示画面	2ページ目以降に、Cタイプの案件の後に開催日が近		1ページ目から、無作為順でサ
	い順でサムネイル表示(A・Bタイプの間に優劣なし)		ムネイル表示
検索結果表示画面(絞り込み	Cタイプの案件の後に、開催日が近い順でサムネイル		A・Bタイプの案件の前に開催
検索に該当した場合のみ)	表示(A・Bタイプの間に優劣なし)		日が近い順でサムネイル表示

2 各画面におけるサムネイル表示をクリック又はタップすると、第1条第1項で入力した個別の案件情報が表示される画面に遷移する。

第6条【掲載内容・条件の変更等】

掲載希望者は、次のいずれかに該当したときは速やかにイベント投稿フォーム画面から内容の修正入力又は各種の申込を行うものとする。イベント投稿フォーム画面からの手続きができない場合は、速やかに事務局へ連絡を入れ対処を依頼するものとする。

- (1)掲載中の内容に変更があった場合
- (2)掲載中の内容に事実と異なる点が判明した場合
- (3)掲載希望者の意思で掲載を終了する場合
- (4)掲載プランの変更(対象期間の変更を含む。)を希望する場合

2 事務局は、前項各号の修正入力等があった場合には、速やかに掲載承認等の対応を行う。

第7条【返金】

第3条に基づき事務局に支払われた利用料金は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き返金しない。

返金対象となる事由	返金する額	
イベントの中止又は重大な開催予定変更を理由とする対象期	残り期間分(1か月未満の端数は切り捨て、1か月単位	
間の短縮・打ち切りの申し出が掲載希望者からあり、申し出の	とする。)の料金を申込期間に応じた1か月単価で計算	
時点で対象期間が 1 か月以上残っている場合	し、振込手数料を差し引いた額	
不可抗力又は事務局の責めに帰すべき事由により、第5条の	個別の状況を踏まえ、該当する掲載希望者と協議の上	
表に定めるCタイプの掲載サービスが5日間以上連続で提供	決定された額(利用料金の額を上限とする。)	
できなかった場合		

第8条【同意事項】

掲載希望者は、次の各号を含む本規約の規定について承諾した上で本サービスを利用するものとし、一切異議を申し立てないこと

- (1)事務局で審査を行った結果、希望のプランで掲載できないことがあり、またその理由について回答できない場合 があること
- (2)掲載中の内容が事実と異なる若しくは本規約に違反している、又はそれらの可能性があるが掲載希望者に連絡が取れない場合、事務局の判断で記載を変更又は削除する場合があること
- (3)掲載内容の不備により生じた責任・損害は各案件の掲載希望者がすべて負うこと
- (4)掲載希望者が本規約に違反した場合、事務局が予告なく案件の掲載を終了することがあること
- (5)天変地異など事務局の責めに帰さない理由により、事務局がやむを得ず掲載サービス自体が中断又は終了することがあること
- (6) やむを得ない理由により事務局が予告なく本規約を改正する場合があること

第9条【事務局における個人情報の取扱い】

本サービスの提供にあたり事務局が取得する個人情報の取扱いについては、本規約とは別に、本サービスの利用 過程で表示される各画面のほか、「音楽のまち・かわさき」推進協議会ウェブサイト上で告知する内容による。

第10条【協議】

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、事務局及び掲載希望者の間で誠意をもって協議し解決に努める。

2020年3月31日策定